

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から52年1月まで

私は、約5年間A県の会社で勤務した後、昭和47年4月にB市に帰郷し、私の父親が経営する会社で勤め始めた。

父の会社では、昭和52年2月に厚生年金保険に加入したが、それまでの期間については、私の長兄と同じように、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時居住していたB市において、国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、昭和47年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の兄夫婦及び申立人の妹に聴取しても、申立人が国民年金に加入し、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 43 年 4 月までのうち 12 か月  
私は、昭和 41 年か 42 年ごろ、A 市にあった B 社 C 出張所に父親と一緒に採用され、D 港の現場で防波堤の工事を行った。  
勤務時間は、18 時から翌朝の 6 時までで、会社の寮で暮らした。  
申立期間について、同出張所に勤務していたのは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間のうち昭和 41 年 7 月 7 日から 42 年 5 月 15 日までの期間、B 社 C 出張所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社 E 支店によると、「申立期間当時、C 出張所の社員の厚生年金保険については、E 支店で加入させていたが、当支店が保管する厚生年金保険台帳には申立人及び申立人の父親の名前は記載されておらず、当支店での厚生年金保険の加入記録は確認できない。」としている。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人及び申立人の父親の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、上記名簿の中から同社 C 出張所に勤務していた者を特定することができないことから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 21 日から 35 年 3 月 31 日まで

私は、A事業所で、旋盤工として、昭和 29 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで勤務したのに、社会保険庁の記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間についても同事業所に勤めていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所は既に廃業しており、賃金台帳等の関係書類は無く、同事業所における同僚からも、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述が得られず、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等について確認することができない。

また、申立人とほぼ同年齢の若い従業員 22 人も、申立人と同様に、昭和 33 年 2 月 21 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが社会保険事務所の記録により確認でき、そのうち 6 人は、「退職することなく継続して勤務していた。」と主張しているところ、当時の経理担当者は、「申立期間については会社の経営が悪化していた時期で、若い従業員を中心に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させており、給与から厚生年金保険料の控除もしなかった。」と供述している。

なお、同経理担当者の供述及び社会保険庁の記録から、会社経営の好転に伴い、昭和 34 年 9 月、同事業所に在籍していた者は、若年の従業員についても厚生年金保険被保険者資格を再取得させていたことがうかがわれるが、同僚の一人は、「私が昭和 33 年に A 事業所 B 工場に異動したときには、申立人は既

に退職していた。」とし、もう一人の同僚は、「私がA事業所を辞めて、C市にあったD事業所に昭和34年9月に入社したとき、申立人が既にその事業所に勤務していた。」と供述していることから、申立人は34年9月には既にA事業所には在籍していなかったと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立人の被保険者資格が昭和29年4月1日から33年2月21日までの期間で確認できるのみであり、申立期間中に厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月29日から24年12月まで

私は、A社B工場で昭和22年4月7日から24年12月ごろまで製紡の仕事に従事していた。そのうち、昭和23年8月29日から24年12月までの厚生年金保険の加入記録が無い。長姉は看護婦、次姉は製紡の仕事で一緒の時期に勤務していたこともある。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤めていたとする二人の姉は、「自分がA社B工場を退職した後も、妹（申立人）は引き続き当該工場に在籍していたと思う。」と供述しているものの、申立人を記憶していた同僚二人は、「一緒に働いた時期が申立期間に係る時期だったかどうかについての記憶が無い。」と供述しており、申立人が同社を退職した時期を特定できない。

また、A社B工場は昭和60年に火災のため消失閉鎖されたが、同工場の厚生年金保険関係資料を引き継いだとしているC社D工場に保管されていたA社B工場の「社会保険加入者台帳」には、申立人の資格取得日が昭和22年4月7日、資格喪失日が昭和23年8月29日と記載されており、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の資格取得日が昭和22年4月7日、資格喪失日が昭和23年8月29日と記載され、両記録が一致していることが確認でき、ほかに、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 17 日から同年 4 月 14 日まで  
② 昭和 54 年 5 月 21 日から同年 9 月 13 日まで  
③ 昭和 54 年 10 月 3 日から同年 12 月 15 日まで  
④ 昭和 55 年 1 月 8 日から同年 5 月 10 日まで  
⑤ 昭和 55 年 6 月 30 日から同年 7 月 2 日まで

私は、各申立期間について、船員手帳に記載のある雇入年月日から甲板員として乗船していたにもかかわらず、船員保険の加入期間が無い。

当時の給与明細は無いが、保険料等は控除されていたものと思っていたので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人保管の船員手帳により、すべての申立期間について、船員保険の適用事業所に甲板員として雇い入れられていることが確認でき、申立人が同僚として挙げた 4 人と当該申立期間に申立人と同じ船舶所有者での船員保険被保険者記録が確認できる複数人の供述により、船員保険の適用事業所の船舶に乗り込む船員であったことは推認できるものの、同僚の船員手帳に記載された雇入年月日と社会保険事務所が保管する船員保険被保険者原票で確認できる船員保険の被保険者資格取得日とが異なる例が散見され、事業主は必ずしも船舶に雇い入れるのと同時に船員保険に加入させていなかった状況が認められる。

また、すべての申立期間について、元同僚等からは当該期間中の給与からの保険料控除についての具体的な供述が得られず、申立期間①、②、④及び⑤については、当時の事業主は既に死亡しており、当該期間における乗組員名や船

員保険の加入状況、保険料控除状況等が不明である上、申立人が名前を挙げた同僚についても、船員手帳で乗船は確認できるものの、社会保険事務所保管の被保険者原票で氏名が確認できない。申立期間③については、当時の船舶所有者は、「当時の乗組員は10人程度で、すべて船員保険に加入させていたと思う。」と供述しているが、当該期間当時の乗組員名が不明であり、社会保険事務所保管の船員保険被保険者原票により氏名が確認できるのは申立人が同僚として挙げた2人のみで、他の乗組員の船員保険の加入状況は不明である。

さらに、船員保険の事務手続の代行をしていたとされるA船主組合があるB県漁業協同組合の担当者も、「当時の書類等は廃棄されており、当時の船員保険事務の詳細は不明である。」としており、申立人の主張を裏付ける資料等が得られない上、すべての申立期間において、社会保険事務所保管の船員保険被保険者原票で申立人の氏名は確認できず、船員保険被保険者証記号番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等はない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。